

大学院学生の独立生計認定についての注意事項

大学院学生で独立して生計を営んでいる者と認定されるには、基準日（前期4月1日、後期10月1日）時点で以下の①～④**全て**に該当している必要があります。

本申請における「独立生計」とは、**学費免除を受けずとも自身で生計を営める家計状況**を前提とします。

たとえ家族から一切の援助を受けず、独立で生計を立てている場合でも、学費免除がなければ家計が成り立たない場合は、「独立申請」はできません。「一般申請」で審査されます。

① 所得税法上および社会保険上、父母等の扶養家族でない者。

② 前年度及び今年度において、本人（又は配偶者）に独立した生計（授業料含む）を営むに足る収入があり、それに関する所得申告がなされ、所得証明書が発行される者。

今年度の収入見通しが立っていない者は、独立した生計を営む者とは認定できません。

- 前年度の収入実績はないが、基準日時点で定職（学振特別研究員、SPRING-GX等含む）に就き、今年度の収入が証明できる場合は、例外的に②の要件を満たすものとして認定できます。
 - 今年度の収入見通しが立っていない者は、独立した生計を営む者とは認定できません。
- ただし、収入がない（又は十分でない）場合であっても、貯蓄を取り崩すことで生計を維持できると認められる場合、例外として独立生計が認められることがあります。

※当該貯蓄については、独立した生計を営んでいた期間において、本人（又は配偶者）がその労務又は事業活動の対価として得た収入により形成されたものであること、当該収入の事実および貯蓄の形成過程が客観的に確認できることが必要です。

※父母等の扶養下にあった期間に形成された貯蓄や、親族等からの援助・贈与による資金、利子・配当その他の無対価による取得は含みません。

※本例外に該当するか否かは、提出書類等に基づき本学が総合的に判断するものであり、申請者の申告内容のみをもって直ちに認定されるものではありません。

③ 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者。

二世帯住宅等では別居と認定できません。

また、仮に別居の実態があったとしても、父母等の住所から住民票を移していない場合も認めません。

④ 父母等（配偶者を除く）からの仕送りや援助を一切受けていない者。

以下に該当する場合、親族等から便宜供与を受けているため独立した生計を営む者とは認められません。

- ・親の健康保険の扶養に入っている
- ・親の所有する住宅に住む

※賃貸契約をして、家賃を負担していても、親族所有の家に住んでいる場合、独立申請は認められません。

以上4点の条件を満たしていることを確認し、「独立家計調書」を入力してください。

独立家計調書

Record of Independent Household Finances

研究科(学府・教育部):		課程:
学生証番号	氏名	指導教員名

【記入上の注意】

- ①一般の常識的生活を維持する収入(最低123万円)及び支出を前提として、それぞれの月額(単位:千円)を記入してください。
- ②不定期の収入は過去6ヶ月の平均で記入してください。
- ③収入≧支出が成立していることがわかるよう記入してください。
- ④日本学術振興会特別研究員、WINGS奨励金、卓越RA、SPRING-GX等については、定職欄に記入してください。
- ⑤貯金を収入として記入する場合は、1ページ目の注意事項②を必ずご確認ください。
- ⑥授業料は、授業料免除が不許可になった場合を想定した金額を、支出に計上してください。
- Excel版の場合、研究科・課程の入力後に自動入力されます。
- ⑦後期申請時に本紙を提出する場合、2026年度(本年度)については、10月から3月までの状況を記入してください。

収入(月額)		令和7(2025)年度 (2025.4~2026.3)	令和8(2026)年度 (2026.10~2027.3)	支出(月額)		令和7(2025)年度 (2025.4~2026.3)	令和8(2026)年度 (2026.10~2027.3)
定職 ※学振DC,WINGS,SPRING-GX 等含む	本人			住居費			
プログラム名:	配偶者						
アルバイト	本人			食費			
勤務先:	配偶者						
奨学金 (日本学生支援機構)	本人			水道光熱費・通信費			
	配偶者						
奨学金	本人			研究・勉学費			
財団名:	配偶者			健康保険費 医療費 税金			
貯金・利子・配当 ※貯金を記入する際 は注意⑤を参照	本人			子どもの養育費			
	配偶者			その他 ①			
仕送り等	本人			②			
	配偶者						
その他 内容:	本人						学部修士 44千円
内容:	配偶者			授業料			博士 43千円
内容:	本人 または 配偶者						法科大 67千円
合計(月額)		月額 千円	月額 千円	合計(月額)		月額 千円	月額 千円

支出が収入を超過していないことを必ず確認してください